

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成30年8月9日(木) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時25分

場 所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 山田 一功
副委員長 上田 仁
委員 渡辺 英機 浅川 力三 望月 勝 遠藤 浩
官本 秀憲 乙黒 泰樹 水岸 富美男 古屋 雅夫
小越 智子

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

福祉保健部長 小島 徹 福祉保健部次長 依田 誠二
福祉保健総務課長 小野 眞奈美 医務課長 井上 弘之
衛生薬務課長 大澤 浩

農政部長 三井 孝夫 農政部理事 土屋 重文
農政部次長 坂内 啓二 農政部技監 清水 一也
農政総務課長 上野 睦 果樹・6次産業振興課長 中込 正人
畜産課長 菊島 一人

県民生活部長 立川 弘行 県民生活部次長 三井 薫
県民生活・男女参画課長 小田切 春美 生涯学習文化課長 井上 泰子

観光部長 弦間 正仁 観光部次長 奥秋 浩幸
観光企画課長 古谷 健一郎 国際観光交流課長 守屋 克己

教育長 市川 満 教育次長 小島 良一
教育委員会事務局次長(総務課長事務取扱) 塩野 開
スポーツ健康課長 前島 斉

行政経営管理課長 石原 洋人

議 題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

審査の概要 まず、本日の審査順序について、福祉保健部・農政部・県民生活部・観光部・教育委員会の順で行うこととした。

次に、8月20日の現地調査については、日程表のとおり行うことが了承された。

次に、部局審査では、部長等には概要説明の後、自室待機してもらい、必要に応じて出席を求めることとし、各施設の審査については、実務担当者から説明を受けることが了承された。

次に、午前10時00分から11時59分まで福祉保健部・農政部所管の県出資法人関係、午後0時59分から午後2時25分まで県民生活部・観光部・教育委員会所管の県出資法人関係について審査を行った。

※ (公財)山梨県臓器移植推進財団、(公財)山梨県生活衛生営業指導センター【福祉保健部】、(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター、(株)山梨食肉流通センター【農政部】
関係

質疑

(公財)山梨県臓器移植推進財団について

乙黒委員 何点か、事業内容について質問させていただきたいと思います。

117ページの事業実施状況の部分を見ていますと、2番の中で献腎移植希望者に係るHLA検査の援助とあるんですけども、このHLA検査というものは具体的にどのようなものをされているのか、御質問します。

井上医務課長 HLAとは白血球のタイプをあらわすものでございまして、一人一人違っております。ドナー、提供者があらわれた場合に、腎臓や膵臓では血液型の一致とともにHLAの適合度が非常に重視されてございまして、臓器ごとに定められた基準によって最も適合した患者さんが日本臓器移植ネットワークによって選ばれるということになります。移植を希望する患者さんは、臓器移植ネットワークへ登録する際HLA検査を行う必要がありますが、当財団では、県内に在住し移植手術を希望する患者さんに対して、検査料の一部を助成するとともに、登録手続の支援を行っているものでございます。

乙黒委員 わかりました。

あと、もう一点、事業実施状況の3番の部分で、本当にいろいろな勉強会とか研修会を開催していただいております。その中で、平成21年に改正された臓器移植法では、亡くなられた方の意思が確認できなくても、家族や遺族の方々からの承諾があれば、移植ができるというような変更があったとお伺いしています。こういった取り組みは財団だけではなかなか進めていけない部分もあると思いますが、医療機関や財団等と県がどのように連携してこういった部分を進めているのかをお伺いしたいと思います。

井上医務課長 まず県では、移植医療に対する専門的な研修を受講した専任の臓器移植コーディネーターを1名設置しております。各病院から臓器提供の説明を希望する御家族について連絡を受けた際には、この臓器移植コーディネーターが病院に出向きまして御家族と面談を実施するほか、県内病院の医療従事者に対する研修会とか勉強会、普及啓発活動などを行っているところでございます。

一方、医療機関についてでございますが、脳神経外科を標榜する救急告示病院には、臓器提供情報担当者を配置していただいております。個人が意思表示カードを持っているかとか、御家族の意向はどうかといった確認をしていただきまして、先ほど申し上げました県の臓器移植コーディネーターとの連絡調整に取り組んでいただいているという状況でございます。

それから、財団についてでございますが、財団では、臓器移植コーディネーターと連携いたしまして、各病院の臓器提供情報担当者など関係者による担当者会議を開催していただくとともに、平成29年度は、北杜市立塩川病院、山梨厚生

病院、県立中央病院の3病院におきまして、職員等を対象に臓器移植に関する勉強会を開催したところでございます。

今後こうした取り組みを通じまして、県や医療機関、財団の3者がしっかりと連携をして臓器提供の増加に努めていきたいと考えているところでございます。

乙黒委員 実には私には、障害を持った弟がいたんですけれども、25年前にうちの母親から腎臓移植を弟にしているんです。そういった部分で体験した家族として、やっぱり提供していただく方がたくさんふえれば、肉親からの提供は限られているので、そういう部分は大事だと思うので、告知はしっかりやっていただきたいと思います。

その上でもう一点お伺いしたいのが、まず県内において、先ほど119ページの臓器提供時の対処という部分で、平成29年度は、腎臓提供、腎臓移植ともに0件だったとなっておりますが、現在、山梨県内で腎臓の臓器移植を待っている方はどのぐらいいるのかお伺いしたいと思います。

井上医務課長 移植希望者は、腎臓、心臓、肺、肝臓、膵臓、小腸というふうにそれぞれの内臓の部位ごとに区分されておまして、公益社団法人日本臓器移植ネットワークに登録することになっております。平成29年12月末時点でございますが、県では、腎臓について79名の患者さんが登録をして移植を待っている状況でございます。なお、腎臓以外の心臓とか肺といった他の部位につきましては、登録者数が全国で数百人単位と大変少ないものでございますので、個人が特定されないように都道府県ごとの数値は公表されておられません。

乙黒委員 79名という移植を待っている方がいる中で、0件というということですが、過去にはどのぐらいの件数のそういった手術が行われているのかお伺いします。

井上医務課長 臓器移植手術のうち角膜は結構頻繁に行われているんですが、角膜はこの財団は扱っておりませんので、角膜を除いた臓器移植手術のうち県内の医療機関で可能な手術は、山梨大学医学部附属病院で腎臓の移植が可能です。その他の心臓とか肺などの部位については、県内では移植は行われておりません。腎臓につきましては、統計がある平成8年以降で4件の移植手術が行われておまして、直近では平成23年に行われたところでございます。

乙黒委員 なかなか県内でこうした移植できる体制というのはやっぱり難しい部分もあると思います。腎臓は緊急ではないんですけれども、緊急時にほかの部分も対応できるように山梨県内でもそういう連携を深めていく必要もあると思いますし、そういったケースの場合での対応という部分はどうされているんですか。心臓とかそういう部分があったときというのはおそらく県内ではできないという中で、どのようなシステムで行われているのかお伺いします。

井上医務課長 先ほど申し上げました日本臓器移植ネットワークが、HLA検査の結果を照合しまして、日本中で一番この臓器に合う方をマッチングして選んでおります。ですので、その情報が来れば、それに基づいて手術が行われるという、そのような状況でございます。

乙黒委員 山梨県内で提供したいという方が出た場合は、そういったネットワークでしっかりマッチングした方に届くような形で手術のほうも県外で行われるという認識でよろしいんですね。

井上医務課長　　そういう認識でございます。

乙黒委員　　わかりました。やはりどちらにしても、そういった告知という部分、情報を開示してしっかりと皆さんに情報提供していくことが大事だと思いますので、今後とも連携を深めてしっかりやっていただきたいと思います。

小越委員　　経営状況説明書の129ページ、6番の補助金等内訳並びに交付者のところになるんですけども、山梨県補助金65万円は、これはどういう目的でどのような補助金が交付されたんですか。

井上医務課長　　65万円の補助金につきましては、臓器移植推進財団の普及啓発に関する事業への補助でございます。

小越委員　　今年30年4月26日付の包括外部監査の指摘によりますと、この補助金について二重申請だと指摘がされておりますが、その経過について少し御説明いただきたいんです。この包括外部監査の指摘によりますと、地域福祉活動補助金と、それから、医務課の補助金と二重に申請されていると。交付要綱では、補助金は二重申請は認められないので、ここには返還すべきだという指摘もあるんですけども、この補助金の65万円のこの指摘のことも含めて、経過の説明をお願いします。

井上医務課長　　65万円の補助金というのは、これは過去からこの財団の普及啓発に伴うもので毎年交付しているものでございます。一方、地域福祉活動のほうの補助金は、平成28年度に30周年の記念事業がございまして、その記念事業への財源として、28年度のみ申請があり、交付がされたものでございます。

それで、毎年これまでも交付していた当医務課の持っている補助金の申請内容とか実績報告の中にも30周年記念事業の記載があったものですから、その部分が監査人のほうから二重の申請ではないかという御指摘をいただきました。一方で、内容を精査してみますと、30周年部分の事業を除いたとしても、十分65万円の補助事業が充当できる普及活動を行っておりますので、その部分は実績報告書等を再提出させることで書類の整理をして、65万円が充たっている普及啓発の内容と30周年事業の地域福祉活動の補助金が充たっている事業の内容はしっかり区分した形で整理をしたところでございます。

小越委員　　ということは、この包括外部監査の指摘である、返還をすべきだということには該当しないという、そういう見解なんですか。

井上医務課長　　内容を精査したところ、返還には当たらないと判断をしたところでございます。

山田委員長　　包括外部監査はそれで一応納得したんですか。

井上医務課長　　包括外部監査では返還すべきという御指摘をいただいているんですけども、内容的にはしっかり区分されている実績報告をその後いただいたので、大丈夫だという判断をしております。

御指摘はいただいて、しっかりと書類を改めなければならないという意識は持っており、この件に関してはしっかり区分ができているという判断をしているところでございます。

山田委員長 包括外部監査のほうにも報告は上がっているんですね。

井上医務課長 はい。

((公財) 山梨県生活衛生営業指導センターについて)

宮本委員 幾つか教えていただきたいんですけども、最初に経営状況説明書の143ページの正味財産増減計算書のところで受取補助金が非常に多くを占めているということで、この内容がまずどういうものかということをお伺いしたいと思います。

大澤衛生薬務課長 対策事業費補助金と振興事業費補助金とありますが、いずれも県からの補助金であります。対策事業費補助金につきましては1,438万円余りですが、事務局職員3名の人件費と、生活衛生営業者の衛生や経営に関する相談指導などの事業費301万円ほどでございます。また、振興事業費補助金220万円につきましては、生活衛生営業に関する普及啓発あるいは組合ごと開催している技術力向上のための講習会などの事業に要する経費となっております。

宮本委員 その4つ上の基本財産運用益871円とあるんですけども、これは、何をどういうふうに運用してこうなるんですか。普通にただ預けているだけということなんですよ。

大澤衛生薬務課長 基本財産受取利息871円につきましては、500万円の基本財産を山梨信用金庫に預けておまして、その受取利息でございます。

宮本委員 147ページの貸借対照表のⅢの正味財産の部、寄附金の500万円は毎回どこから寄附されるんですか。

大澤衛生薬務課長 この寄附金500万円につきましては、この財団法人の基本財産の500万円のことでございます。

宮本委員 139ページなんですけれども、相談指導事業の(1)の相談室運営事業の中で、最初の点の総相談指導件数202件と結構多く相談指導が実施されているんですけども、これはどういった内容のものでしょうか。

大澤衛生薬務課長 139ページの相談指導事業の総相談指導件数202件につきましては、平成29年度におきまして、生活衛生営業指導センターの相談室の中で相談を受けた件数でございます。その内訳につきましては、例えば飲食店や美容業の衛生面に関する相談が57件、それから、施設改善のための融資に関する相談が94件、そのほかに、労務の関係や経営に関する相談ということでそれぞれ数件などという内容になっております。

宮本委員 これはもう毎年大体これぐらいなんですか。

大澤衛生薬務課長 件数につきましては毎年200件前後ということですが、昨年度よりは伸びている状況でございます。

宮本委員 参考資料のほうに移っていただいて、これの123ページなんですけれども、

インデックス番号8です。これを見ますと総合評価Aということで高いのかなと思うんですけども、この所見の中の上から3つ点がある中の一番下の、生衛業者は零細な個人経営者が多く、美容業を除き減少傾向にあるため、経営云々と書いてあるんですけども、これ、美容業を除きとあるんですけども、美容業が逆にふえていることの分析というか、なぜふえているのか教えていただけますでしょうか。

大澤衛生薬務課長 美容業につきましては、施設数も多いということの中で、数については数字を持っておりません。

宮本委員 数は特に聞いてはいなくて、美容業がふえているという記載があるのかなという印象を受けたので、なぜ美容業だけ増加傾向にあるのか、その理由を後で教えていただければと思います。

もう一つは、同時に、ここに、他の業種に関しては減少傾向にあるということなんですが、当然、業が減るということは税収も減りますし、業界としてもよくないということだと思いますので、これに関して後継者や、あるいは新規出店もしくは就業される方について、県や生活衛生営業指導センターとしてどのように対策をされているのかお伺いしたいと思います。

大澤衛生薬務課長 個人経営が多いということで、後継者の育成とか新規参入者の支援というのが大変重要だと考えています。後継者の育成ということですが、まず次の世代を担う若者を対象にした体験学習を実施しております。具体的には、昨年度平成29年度は、美容業の体験学習支援を実施しまして、将来の職業を検討しています中学生あるいは高校生を対象に実施をしまして、多くの方に参加をしていただいているところでございます。

それから、新規就業者の参入に関する支援につきましては、相談支援事業のほかに、業を起こすためのいろいろな手続とか、それから、経営や融資に関するものとしまして、生衛業の創業実務セミナーも開催しております。個人経営者のほかに、就業を検討している方にも参加をいただいているところでございます。

宮本委員 よくわかりました。

最後に、右側の総合評価所見に対する対応というところの3つ目の点の2行目ぐらいから書いてある、県内8つの生衛同業組合との連携を図り、組合の基盤強化と活性化につながる事業に取り組んでいく、と具体的に書いてあるんですが、どのように取り組まれているのか、その対策・対応をお伺いしたいと思います。

大澤衛生薬務課長 組合の基盤強化、活性化のためには、組合の活動内容や、組合に入っただけという加入のメリットなどを広く知っていただくということが大変重要だと思っています。多くの生衛業の方々に組合に加入していただくために普及啓発を行っているということでございますが、全国生活衛生指導センターというものが全国組織であるわけですが、そこが毎年パンフレットをつくっております。そのパンフレットを使った普及啓発をしているということです。具体的には、相談に訪れた方に、あるいは新規事業をやりたいという方に手渡して説明をするとか、あるいは保健所にもお願いをしまして、窓口に置きながら、来ていただいた方に配布していただくというようなことで普及啓発を図っているということでございます。

そのほかに、組合の活性化には、業界、いわゆる各生活衛生営業自体の活性化も必要でありまして、そのためには、県民への理解、利用を促していくというこ

とも必要と考えています。こうしたことから、昨年度は、平成29年11月に実施した県民の日の記念行事におきまして、山梨生活衛生営業フェアを開催しまして、各組合、理容組合であれば、例えば毛髪や頭皮の診断、あるいは子供のカットを行うとか、食肉の組合は県産牛肉の試食・販売など、組合ごとにその特性を生かしまして、組合を理解していただき、身近に感じていただけるよう創意工夫を凝らしました普及啓発を実施しているところでございます。今後も引き続きまして、生活衛生指導センターと各組合が一体となって組合の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、申しわけございません。先ほどの美容業につきましては、県内に専門学校がございまして、新たな美容師が輩出され、人材も豊富であるということがありまして、美容師等も多いということで、美容業につきましてはほかの組合とは違う状況があるということでございます。

小越委員 141ページの理事会と評議員会の議決事項の中に借入金の記載があるんですけども、理事会第1回のところに借入金の追加という言葉があります。第2回の際に、また、短期借入についてというのがありまして、評議員会も同時なんですけれども、この借入金というのはどういうもので、それはどういうことなのか、何に使って、その金額はどこに反映されているのでしょうか。

大澤衛生薬務課長 借入金についてですが、この財団の運営自体がほとんど県の補助金によって賄われているということでありまして、県の補助金がおりるまでの間の運営資金ということで、基本財産の500万円を担保に金融機関から借り入れているものでございます。

なぜ2回あるかということにつきましては、県からの補助金がおりるまでの間、時期が例えば9月とか10月であれば1回で済むわけですが、それがちょっと遅くなるということになりますと、再度借り入れをするということで、2回の借り入れをする必要がある場合もあるということでございます。実際には、追加借り入れは29年度は行わなかったということでございます。

小越委員 ということは、一応どこか銀行から運転資金として足りないから借りたという、その記載はどこにあるんですか。どこから借りて、何%か利息もつくんだらうけれども、それはどこのこの表に書いてあるのでしょうか。

大澤衛生薬務課長 収入についてはいわゆる正味財産増減計算書等には出てまいりませんで、144ページの管理費の中に支払利息ということで4万4,753円、これが借り入れたときの利息の支払いということで載っております。

小越委員 4万4,000円払ったということは、幾ら足りなくて、幾ら借りたということですか。

大澤衛生薬務課長 平成29年度は500万円の借り入れをいたしております。

小越委員 500万円で、そして、毎回お金が来ないから毎年500万円ずつ借りているということは、全部消化してしまっていて、なくなってしまうという、そういうことなんですか。

大澤衛生薬務課長 借り入れた金額は県の補助金がおりた段階で金融機関に返すという形になっておりまして、また年度が終わった段階でまた来年度については来年度また

新たに借り入れるという形でございます。

小越委員 ということは、一旦はショートしているというわけですよね。お金がなくて、ショートして、この財団そのものの機能がしなくなっていくということは、ちょっと心配というか、それでいいのかと思っています。

149ページで、山梨県からの補助金が1,430万円出ているんですけれども、これは先ほど宮本委員が質問された143ページの受取補助金対策事業費補助金1,430万円、これに該当するというところでよろしいのでしょうか。

大澤衛生薬務課長 先ほど出てきました対策事業費補助金1,438万円のことでございます。

小越委員 それで、先ほど宮本委員の質問に対して、この対策事業費1,400万円のうち、3人分の人件費と相談事業が300万円ということは、人件費がざっと引いて1,100万円だとしますと、ここの生活衛生営業指導センターが、参考資料の122ページによると、プロパー職員が1人、非常勤嘱託1人、常勤理事の事務局長、この3人の人件費という理解でよろしいのでしょうか。

大澤衛生薬務課長 人件費につきましては、経営相談員1人が理事を兼ねておりますが、相談員が2名、それから、事務職員1名の人件費でございます。

小越委員 この122ページの事務局長と経営指導員さんが兼ねているという意味ですか。今、3人と言ったから、事務職員1名と、経営指導員1名と、そして、事務局長が常勤理事で1名の計算だと思ったんですけれども、そうではないですか。

大澤衛生薬務課長 申しわけございません。常勤理事が1名、それから、下の職員数のところの非常勤嘱託1名、それから、プロパー職員1名、この3名の人件費でございます。

小越委員 そうしますと、その3人がこの人件費が必要な方で、職員数のプロパーの人と、それから、非常勤嘱託と、事務局長は常勤理事ということになりますと、120ページのこの常勤の方ですよね。この方は県のOBということですので、県のOBの方の人件費を、県が出資法人を通じて給料を保証しているという理解でよろしいでしょうか。

大澤衛生薬務課長 この財団の人件費につきましては、1,438万円の補助金ということで人件費を出しているわけですが、国のほうの要綱に基づきまして、県が2分の1、国が2分の1というような形で補助をしているところでございます。その金額につきましては、いわゆる人件費等につきましても国の要綱のほうで決まっております。給与の額もそこで定められているということで、その基準額に基づいた金額で算定をして補助を出しております、いわゆる県が2分の1、国が2分の1ということで人件費を出しているという形になります。

小越委員 ちなみに、その方のお給料は幾らなんのでしょうか。この対策事業費補助金のところが、前年度と当年度で47万5,000円ふえているんですね。となると、この常勤理事の方の給料が毎回上がっていくのか、それとも、嘱託の方が上がっていくのか、どうなんでしょう。

大澤衛生薬務課長 理事と非常勤嘱託の給与につきましては、いわゆる経営指導員という形で

給与が要綱の中で決められております。その単価につきましては24万8,600円ということで、そこは昨年度も一昨年度も同じでございます。金額が違うのは、例えば29年度から非常勤嘱託がかわりまして、新たに採用になったということで、そこで保険等の金額が若干変わったということで、金額が落ちています。

山田委員長 国の基準で決まって出しているから、つまり、定期昇給ではないということですか。

大澤衛生薬務課長 昇給はございません。

(8月9日の部局審査後に、山田委員長に対し、大澤衛生薬務課長による訂正の説明が行われた。「平成29年度の人件費が平成28年度より増加している主な理由は、平成28年度に理事が新たに採用となったことにより、平成28年度6月期の期末・勤勉手当が満額支給されなかったためである。」)

(公社) 山梨県農業用廃プラスチック処理センターについて)

遠藤委員 この施設は、先ほどの部長の説明の中で、公害防止のために設立されたということを書いていましたけれども、うちの地域に非常に近いところにある施設で、特に「甘々娘」の作付には、促成栽培ですのでビニールを大量に使う。これを処理する施設ということで、非常に農家にとってはなくてはならないという施設があります。そういう中で、事業実施状況の中で、搬入量と、それから、処理量が増加をしているのにもかかわらず、運営状況は、有料での処理量が減少しているということでもあります。有価販売ということだと思えますけれども、これが減少傾向にあるというのはどういう状況なのかお伺いをいたします。

中込果樹・6次産業振興課長 有価販売の量が減少しているということですのでよろしいでしょうか。有価販売という部分がございます、経営状況説明書349ページの事業実施状況、1農業用廃プラスチックの収集と処理の状況というところに種類別の処理割合ということで幾つか記載がございます。この記載のあるもののうち、有価によって販売ができるというものにつきましては、主にハウスや雨よけ、先ほどのスイートコーンのトンネル等の資材として使われている農業用ポリエチレンフィルム、農ポリ、農業用ビニールフィルムということで農ビという記載がございますけれども、このほか、肥料袋等が有料で引き取っていただいているというものになります。これらの直近の5カ年の有価の販売量は、平成25年から432トン、26年が332トン、27年が313トン、28年が278トン、29年が319トンというような経緯をたどっているところでございます。この理由につきましては、全体の中でやはり処理量全体も減少している中でということで、有価販売の処理量も減少しているような状況になってございます。

遠藤委員 この有価販売が減少してくるとなると、運営といいますか、経営のほうにも影響が出てくると思うんですが、今後そういった方向性も考えて、センターの収益、どういう影響が出ているのかお伺いいたします。

中込果樹・6次産業振興課長 センターの主な収入につきましては、県、市町村、JAなどからの会費、それに、市町村などからの負担金、あわせて、回収袋や有価物の販売による事業収益の3つとなります。平成29年度の経常収益合計2,826万3,361円のうち、事業収益の一部となります有価による販売につきましては60万3,906円となっております。割合は比較的小さい部分となりますけれども、

この有価による販売が減少することによって、市町村負担金等の値上げとか、そういったものにつながる懸念があるところでございます。

遠藤委員 それから、351ページの中に回収袋の収益が、20%ぐらいですか、前年度と比べて減少しているんですが、この状況がどういう状況なのか、わかっていたらお知らせください。

中込果樹・6次産業振興課長 回収袋の販売につきましては、毎年一定量購入していただくというのではなく、搬入量、排出量によってそれぞれ販売の回収袋の上下が年によって生じているものでありまして、29年度につきましては、若干、搬出するものの減があった分で減っているという部分になるかと思えます。

遠藤委員 耕作放棄地もふえたり、高齢化も進んだりしているということも心配をしているんですが、農業生産額との対比、そんなところは調査されていますでしょうか。

中込果樹・6次産業振興課長 回収袋の販売につきましては、先ほども申し上げましたように上下があるということと、それが一概に耕作放棄地、耕作面積の減少に一律行くものかどうかというところは改めて調査はしてございませんけれども、回収袋に当たるものについては、有価で引き取れないもの、防鳥ネットとかシート、そういったものになりますので、これにつきましては、その年の栽培面積によって多少上下しているものかと思っております。

遠藤委員 中国で廃プラの輸入禁止ということが急に決まったんですが、途端に廃プラが世界の敵だみたいな報道に変わっているのが心配なところなんですが、その影響というのは何か考えられるものがあつたらお伺いいたします。

中込果樹・6次産業振興課長 中国の輸入禁止につきましては、平成29年12月31日から生活由来の廃プラスチック等の廃棄物としての輸入を禁止したということでございます。本県では、現在のところ農業用廃プラスチック処理センターで一元的に農業用廃プラスチックを取りまとめて処理業者に委託をしております。これはリサイクル用の原料として加工しているというものになりますけれども、現在も価格は従来どおり引き取っていただいております、引き取り拒否というところもありませんので、現在のところ影響は本県にはないという状況でございます。ただ、引き続き情報収集等を行いながら、農家への負担の影響が生じないように努力してまいりたいと考えてございます。

宮本委員 さっき中国の話が遠藤委員から出たんですけれども、御存じだと思うんですが、台湾とかでプラスチックのストローが禁止されたりとか、欧州も含めて世界としてプラスチック自体のそもそもの使用を禁止というか、規制していくという流れが1つできていると思います。そういったものも多分注視されていると思うんですが、それが今後どういった影響を与えるのか、もし教えていただければと思います。

中込果樹・6次産業振興課長 現在この廃プラスチックセンターで処理してございます農ポリ、農ビ、被覆資材、そういったものにつきましては、農家の安定した経営にどうしても必要不可欠なものと考えてございます。ただし、それを使うことによって、それが廃棄物になったときに適正・迅速に処理をしていくことが引き続き必要と考えてございますので、この廃プラスチックセンターでの処理の状況を農家等に

情報提供を的確にしなが、その分別収集等を図っていつて、引き続き、使ったものに対して環境等への影響がないように努めてまいりたいと考えてございます。

水岸委員 原油の高騰はプラスチックの製造にはまともに影響を受けると思いますが、この処理センターにおいてはどんな影響があるのか、あったら教えてください。

中込果樹・6次産業振興課長 現在、廃プラスチック処理センターでは、収集したものを積みかえ、保管し、処理業者に渡すということで、積みかえ時の一時保管ということでございます。原油等の燃料を使っている状況ではなく、分別で積みかえ保管で処理業者への委託ということで行つてございますので、原油等の高騰が直接廃プラスチック処理センターの経営に影響を与えるものではないと考えてございます。

小越委員 351ページの受取会費という書き方と受入負担金というのがあるんですけども、いずれも県会費、市町村会費というのがあるんですけども、会費と負担金というのはどこが違つて、会費とはどういう根拠なのか、負担金はどういう根拠で割り振つているんですか。

中込果樹・6次産業振興課長 受取会費につきましては、353ページのほうにございますけれども、会費と負担金、公益目的事業会計と法人会計ということで、受取会費につきましては法人会計のほうの法人の運営にかかわる部分ということで、それを県、市町村、JA、農家で4分の1ずつ負担をし、その負担金の算出を行つてございます。受取負担金のほうにつきましては、公益目的事業のほうの会計にかかわるものでございまして、市町村の負担金になります。これにつきましては、市町村の過去3年間の廃プラスチックセンターに搬入した量に応じて分ける実績割合と、均等割合ということで各市町村に割り振つたものをいただいているという状況になります。

小越委員 増減でマイナスがいずれもついているということは、法人の管理にかかわるお金が減つているということなのか。負担金も減つているということは、市町村から農家の皆さんが出す量が減つているという理解で、だから、減つているんですね。

中込果樹・6次産業振興課長 法人全体の経営にかかわるものが圧縮されて、負担金の計算も下がり、個々の負担金も減少しているということになります。

小越委員 先ほどの有価での回収袋販売とかも減つていく中で、そして、今後の経営状況の中では、分別する職員が1人しかなくて労力が大変だということが書かれておりますけれども、そうしますと、排出する方々の量が減つていくとなりますと、経営するために、運転というか、この事業を回していくためには、例えば、排出者である農家負担の見直しや適正な処理料金の設定の検討となりますと、排出者の農家の皆さんの負担をふやすという方向になっていくんでしょうか。

中込果樹・6次産業振興課長 排出者の農家の負担がふえるということではなくて、排出量が減つていくということは、それにかかわる費用も減つていきますので、全体に市町村、県、JA等の会費が減つていくということで、農家の負担がその分ふえるということではなく、全体が減つてくるという形になります。

小越委員 公益法人のホームページから出した法人担当部局の所見の中で、財務状況の中で、引き続き、中長期的視野に立って、排出者である農家負担の見直しや適正な処理料金の設定を検討すること、というのは、これ、違うということですね。ホームページに載っていたので出したんですけども。

中込果樹・6次産業振興課長 農業用廃プラスチックの搬出量につきましては、先ほど説明させていただいた部分、上下ありますので、そういった部分につきましては、それが一番適正な部分ということで判断をしております。今後、回収袋と、有価販売、こういった部分の収益の部分が減ってくると、そういった見直し等も必要にはなるかとは思いますが、今の経営状況で、回収袋等の販売状況が減ったところが農家の負担金の増に直結するとは今のところ考えてございません。それができるだけないように経営の健全化を図っていくというような意味合いであるかと思えます。

(株)山梨食肉流通センターについて

望月委員 今、特にアメリカでもトランプ大統領が、自動車や農産物でも、関税を25%ぐらい他国へかけていくということで、日本でも非常に危惧しているところじゃないかと思うんですけども、その辺も考えて、今、台湾のほうへの輸出がかなりふえたということの話もありました。そういう中で、この出資法人の健全経営を理解するという内容の中で、参考資料21の山梨食肉流通センターの総合評価と、また所見という項目があるんですけども、その中からお聞きしたい点があります。まず所見の中で上から4段目に記載されております、長期借入金の返済が進み、平成29年度末には解消できる見込みとあるが、まずこの長期借入金のこうした見込みができるという、1つの具体的な内容をお伺いします。

菊島畜産課長 ここで記載しております長期借入金につきましては、平成2年に当法人の前身であります株式会社山梨県食肉公社でその当時約8億円の横領事件が発覚しまして、その後の円滑な食肉流通を図るため、翌平成3年に株式会社山梨食肉流通センターを設立したことにもとはさかのぼってまいります。その際、公社の営業権をセンターに売却するなどし、約3億円を債権者に一部返済しまして、残りの約5億円はセンターの収益を財源に公社が分割償還してまいりました。その後、債権者との協議を重ねまして、公社を解散の上、平成20年に公社の債務を一括返済するための借り入れをこのセンターが行ったものが長期借入金となっているところでございます。

望月委員 過去にそうした横領事件があって8億円という負債を抱えたということで、3億円は関係者に払い、あとの5億円を年次償還していくところでございますが、そうした状況で、今、残りの5億円に対してその償還は全部終わっているんですか。

菊島畜産課長 この5億円に関しましては、平成20年度に食肉公社の債務をセンターが一括借りかえを行いまして、その際の金額が約1億5,500万円となっております。毎年の償還額は約1,800万円でございますが、その後、金利の見直しなどの借りかえも経て、平成30年3月29日に最後の返済を行い、食肉公社関連の負債の整理が終了いたしましたところでございます。

望月委員 今の説明だと、29年度末に金利の借りかえとかそういうものを全て解消して、返済が全部終わったという説明でございまして、食肉センターを運営して

いる中で、施設内容の充実感というか、そういうものに対してお聞きします。

菊島畜産課長 現在の食肉流通センターの施設についてでございます。基本的にはかなり老朽化が進んでいる部分もございまして、こちらにつきましては、食肉流通センターがそもそも屠畜場や卸売市場を開設して、非常に公共性・公益性が高いものということでございます。よって、基本的には国庫補助事業の導入を前提といたしておりますが、その国庫補助の残金につきましては、県でこれまで負担をしてきたところでございます。

望月委員 施設の改修、そうしたものを含めた説明があったんですけれども、国庫補助を受けて、それを今、逐次改善しているということでございますが、将来的にはこの状況を見ながら、この総合評価のほうにもあるんですけれども、輸出認定基準とかそういうものに対する、取り組みはどうなっているのかお伺いします。

菊島畜産課長 まず、現在の食肉流通センターからの輸出国についてでございますけれども、海外の輸出につきましては、輸出国ごと、あるいは家畜の種類ごとに定められました認定基準を満たす必要がございます。これまで山梨食肉流通センターにおきまして認定が得られた輸出国あるいは地域は、牛肉ではマカオ、タイ、ベトナム、台湾の4つの国・地域、豚肉におきましては香港、マカオ、ベトナムの3つの国及び地域となっているところでございます。

望月委員 牛肉の場合は4カ国、豚肉は3カ国ということで取り組みをしているということでございますが、先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、アメリカの状況、輸出する状況、今現在どのような状況になっているか。牛・豚の関係、特に山梨県の甲州ワインビーフとか富士桜ポークとか、そうした銘柄等の関係もありますし、アメリカはアイオワ州の関係もあると思うんですけれども、その辺の現状を教えてもらいたいんですが。

菊島畜産課長 既にアメリカにつきましてはTPPから脱退をされるということで、今後、日米の二国間交渉に臨むかと思われまます。ただ、アメリカそのものは、牛肉なり豚肉は輸出品目としてかなり力を入れてきておりますので、今後の交渉事とか、あるいは関税の割合につきましては、今後の県内の畜産になるべく影響が少ないよう、これからも注視をしていきたいと考えております。

望月委員 先ほどからも牛肉は4カ国、豚肉は3カ国ということで、今アメリカの現状も聞いたんですけれども、特に、危惧するのが中国ですよね。中国あたりのやはり大量生産で、鶏なんかもそうですけれども、日本へ輸出がされてくるんじゃないかと思うんですけれども、その点から輸出実績について、牛肉と豚肉の現在の食肉センターでの実績はどのようになっているのかお伺いします。

菊島畜産課長 まず牛肉につきましては、タイへ平成29年度までに計12回約374キログラム、台湾につきましては昨年度だけで既に計8回2,153キログラムを輸出しております。合計約2.5トンの本県の銘柄牛であります甲州牛あるいは甲州ワインビーフ等を輸出しているところでございます。次に、豚肉の輸出実績についてでありますけれども、香港にはこれまで計14回1,930キログラムほど、マカオには計3回で約1,396キログラムほど輸出の実績がございまして、合計で3.3トンを超える甲州富士桜ポークなどを輸出しているところでございます。

望月委員 今、香港、マカオを主力として豚肉を輸出しているということでございます。これは山梨県のブランドを、今言ったように、富士桜ポークとか、甲州ワインビーフとか、そういったブランド力の向上にやはり、食肉流通センターでも開発と申しますか、そうした取り組みがどのような現状にあるのかお伺いします。

菊島畜産課長 県をはじめ、食肉流通センターにおきましても、県産銘柄牛のPRを随時実施しているところでございますが、特に山梨食肉流通センターにおきましては、毎年11月ごろでございますけれども、食肉まつりを開催いたしまして、ただいま申し上げましたように県産銘柄食肉のPRと販売を行っております。また、県の農業まつりとか、あるいはまきば公園などのイベントにおきましても積極的に出店をしております、ブランド力の向上と販路拡大に努めているところでございます。

望月委員 各イベント等にも出品をしてPRをしているということでございますが、畜産農家の高齢化、そしてまた、所得減少と申しますか、畜産というの、やはり飼料の高騰とか、先ほどの話じゃないですけれども、若者の定着が、非常に後継者が育たないという状況もあると思うんですけれども、今現状として、山梨県の食肉流通センターで把握している山梨県の畜産農家の現状、ここで見ると、畜産の肉等の、こうした食肉流通センターで扱う量も減っているような状況も見えてくるんですけれども、そこらの現状を伺います。

菊島畜産課長 畜種ごとに、牛を飼われている方は乳用牛、肉用牛それぞれ60戸ほどでございます。また、豚に関しましては19戸ほど、採卵鶏につきましては28戸、肉用鶏につきましては11戸ということになっております。

望月委員 非常に今、もうかる農業ということでございますが、そうしたもののなかで、山梨県でも、夏場になったり、秋口までは、牧場放牧ということで八ヶ岳のほうでも放牧をしているわけでございますが、そうした中で、食肉流通センターとして、畜産農家がやはりこれから農家と同じようにもうかる畜産農家を経営していくためにどのような指導を今しているのか、その点をお伺いして終わります。

菊島畜産課長 食肉センターにおきましては、甲州牛、甲州ワインビーフあるいは甲州麦芽ビーフ、豚肉では先ほど申しましたように甲州富士桜ポークの流通を一括して担っております。今後とも、こういった銘柄食肉のよさ等を積極的にPRし、通常の価格の食肉との差別化を図り、農家の収益性向上に貢献をしていきたいと思っております。

望月委員 特に今言ったように、畜産農家のやはり高収益が出るような、海外へ輸出する場合でも、海外のそうした豚肉、牛肉と対抗できるような品質の向上、そしてまた、ブランド化にこれからも力を入れてもらいたいと思っております。終わります。

菊島畜産課長 ありがとうございます。今後とも県と食肉流通センター、連携を深めまして、先ほどから申し上げますように、県産銘柄食肉の積極的な普及推進に努めていきたいと思っております。

小越委員 445ページの株主資本等変動計算書の下のところ、当社は、会計上の誤謬により、と3行説明があるんですけれども、よくわからないので、経過とどういうことなのか説明をお願いします。

菊島畜産課長 まず誤謬という言葉は、会計処理の誤りということになります。今回この誤謬が生じた理由といたしましては、通常、食肉センターのほうで、市場の買い支えのためにセンターみずからが競り落としたりとか、あるいは買参の方が売りづらいパーツをセンターへ買い戻しをしたりすることがございまして、場合によりましてはセンターの在庫が過大となるということがございます。通常、そのためには、値下げ販売とか、あるいは中には賞味期限による廃棄などが生ずるわけでございますけれども、今回内部の伝達不足とか、あるいは担当者の経験不足等によりまして在庫管理が適正に反映できなかったことから、会計処理に誤りが生じたものでございます。

小越委員 それはどういうところが間違っていたんですか。会計が間違った、どこが間違っていたんですか。本来どうあるべきものがどうしたのかという、そこを教えてください。

菊島畜産課長 今回の誤謬につきましては、加工のスライス部門の商品というのを、これまで個別管理でなくて、総量で管理していたということでございまして、個々の在庫商品についての管理が甘かったということでございまして、結果的にこの金額の誤りが生じてしまったということでございます。今後の再発防止としましては、在庫管理の徹底とか、あるいはバーコード管理の導入を行っておりまして、今後このようなことがないように努める次第でございます。

小越委員 よくわからないけれども、次に行きます。ここの評価のところにはないんですけれども、3期連続で経常収支を確保して、長期借入金も返済できる見通しになったということであるんですけれども、出資法人の自己評価の中に、今後の財務状況として、施設・機械の老朽化も進み、修繕費用が増大して経営の負担になっていくのではないかと思うんですけれども、その見通しというのはどこかあるのでしょうか。機械とか処理するための、修繕がこれからどうなっていくのかというのは、どこかに書いてあるのか、計画があるのでしょうか。

菊島畜産課長 老朽化に対する積み立て等は特に現在のところございませぬので、今後、経営を向上させまして、その収益の中から老朽化施設の対応に当たっていくこととしております。また、適当な国庫補助事業があれば、県の補助残なども含めて今後も継続的に支援をしていきたいと考えております。

小越委員 今後の、機械もこれから更新していかなければならないし、老朽化が進んでいくと思うんですけれども、それについての備えは今はやってないということなんですね。そのときになったら考えて、国から補助金があれば出してもらおうということで、この株式会社とすれば、将来の積み立てをして、修繕、それから、物を買うということを検討していないという理解でいいんですね。

菊島畜産課長 現状では長期借入金の返済は終了したところでございますが、まだ累積欠損が2億数千万円ございますので、その改善も進めながら、県の支援も続けていきたいと考えております。

小越委員 そこは心配だと思っています。それから、人件費のところ、先ほどもあったんですけれども、439ページの役員報酬が384万円ということは、この役員の方、多分、常勤の代表取締役の方の384万円という理解でよろしいでしょう

か。

菊島畜産課長 この役員報酬につきましては、代表取締役の人件費、給与ということになっております。

小越委員 この代表取締役の方は県のOBでして、しかも畜産酪農技術センター所長だった方がこの5月28日からここについていると。関係している部局のそれなりの立場の方がそこに行くこと、天下りというか、指導する側だった人が指導される側に行くというのはちょっといかがなものかと思うんですけども、このようなことが続いていることをどうお考えですか。

菊島畜産課長 代表取締役の就任につきましては、正式な株主総会を経て就任が決まったところでございます。御指摘のとおり、県のOBが就任をしているわけですが、畜産に関する知見も御経験もかなり高くお持ちの方ですので、経営面につきましても十分会社の運営ができるものとして判断して就任されたことと理解をしております。

山田委員長 会計上の誤謬について、前年度で見ると、439ページの買付商品期末棚卸高が、ここの4,800万円。前年度、そこが多分3,400万円違っていたということなんですが、内部でわかったのか、税務調査でわかったのか、何でわかったのかを聞きたいんですが。

菊島畜産課長 今回のこの誤謬の件につきましては、社内調査で判明したものでございます。

山田委員長 社内調査で判明すると、この棚卸が過大計上であれば利益を上げる要素になるから、株式会社であれば、これに対する法人税を納めていて、今回減額、みずから更正の請求になるということか。そういう作業をされたという理解でいいんですか。

菊島畜産課長 これにつきましては、センターの公認会計士に御相談をした上で、このように処理をしたところでございます。

山田委員長 わかりました。

※ (公財)やまなみ文化基金、(公財)やまなし文化学習協会【県民生活部】、(公財)小佐野記念財団【観光部】、(公財)山梨県体育協会【教育委員会】関係

質疑

((公財)やまなみ文化基金について)

乙黒委員 まず初めに、51ページにあります事業の実施状況についてお伺いしたいと思います。平成29年度は265万円助成したとありますが、どのような事業なのか、内容を教えていただけますか。

井上生涯学習文化課長 助成の対象となる事業ですが、こちらにつきましては、地域の文化振興や地域文化の向上に資する事業で、伝統文化の伝承や発表、文化芸術に関する

シンポジウムや講演会、成果発表などが対象となります。平成29年度の助成につきましては、国内で活躍しておりますミュージシャン、音楽家によります八ヶ岳ジャズフェスティバルをはじめとしまして、甲府市民吹奏楽団設立50周年記念演奏会や、プロとアマチュアの方々が御一緒になってオペラを上演されましたオペレッタ「こうもり」など、合計5件の事業に助成を行わせていただきました。

乙黒委員 5件の事業に助成していたと今お答えがりましたが、大体毎年どのぐらいの応募があって、こういった形で選考しているのかお答えください。

井上生涯学習文化課長 毎年の応募ということですが、平成29年度の応募につきましては、8件の応募がありました。ちなみに、平成28年度につきましては、11件の応募があり、同じく5件に助成をさせていただいたところでございます。

選考につきましては、音楽や芸術、伝統文化や舞台芸術の専門家などの5名で構成しております助成事業選考委員会を設置し、その中で選考させていただいております。

乙黒委員 53ページの正味財産増減計算書を見ると、ほぼこの収入、268万円というのが基金の運用の部分からの収入になっていると思うんですけども、助成事業に対する助成金というのは、大体どのぐらいの金額までできるのかという部分を教えていただけますか。

井上生涯学習文化課長 この事業につきましては、毎年度におけます基金の運用収益を助成金として文化芸術団体などが実施しております公演活動などに交付させていただいているところです。助成の金額につきましては、全体の事業費が100万円以上の事業を実施している団体を対象としており、助成の経費、助成金につきましては、全体の事業費の2分の1までを助成させていただいているところです。

乙黒委員 基金の運用で収入という部分が決定していくとなると、やはり今後こうした多くの団体、多くの事業に助成をしていくには、やっぱり運用益がどのぐらい得られるのかという部分が大きな課題になると思うんですが、どういう取り組みをされているのかお答えをお願いします。

井上生涯学習文化課長 近年は、まだ金利の低迷が続いているところがございますので、やはり少しでも運用益が確保できますように、安全で有利な、現在、政府保証債や公募地方債などそれらの債券で運用させていただいているところがございます。今後につきましても、まだ金利が引き続き低い水準で推移していくと考えておりますので、これまで以上に経済情勢や金利の動向などを注意しながらも、同じく国債や公債などの有価証券によりまして安全で堅実な運用に努めつつ、運用益の確保を図ってまいりたいと考えております。

乙黒委員 最後になりますけれども、やはりこうした文化という部分を発展させていくために大事な活動だと思うんですけども、まだまだ県民にあんまり知られていないのかなという印象を持っています。そういった部分の情報発信とか、また今後、こういう文化芸術団体の環境は高齢者が多くなってくるという中で、取り組みをより強くしていかなければ文化が根づいていかないのかなと思いますので、そういった全体的な取り組みについて、最後、今後のあり方をお答えください。

井上生涯学習文化課長 まず周知の方法につきましては、県のホームページをはじめといたしまして、県内に今316カ所ございますボランティアボードを活用させていただき、こちらに掲載をさせていただいているところです。また、市町村の広報紙への掲載とか、新聞など報道機関を活用させていただきまして、広く情報発信を行っているところであります。

今後につきましても、さらに県民の皆様はこの事業について知っていただくように周知させていただきたいと思っておりますが、文化ホール等公立の文化施設や、あるいは県・市町村の図書館など多くの方々が御利用される施設におきまして、募集案内を置いていただく、配布させていただくとともに、新聞やインターネットやSNSなどさまざまな媒体を活用させていただいて、できるだけ効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

(公財)やまなし文化学習協会について

宮本委員 最初に、生涯学習推進センターについてお伺いしたいと思うんですが、66ページの(6)なんですけれども、181の講座、参加人数4,510人とあるんですけれども、ここにあるような講座というのは、まずどういう基準でこういう講座をすると選んでいるのかお伺いしたいと思います。

井上生涯学習文化課長 こちらの生涯学習支援事業をはじめといたしまして、県の生涯学習推進センターで実施している事業ですけれども、こちらの講座につきましては、まず県として実施方針を定めまして、それに基づき、受託者であります文化学習協会と相談しながら講座の内容を決めております。もう一つは、キャンパスネットやまなしの企画運営委員会という、有識者、大学の先生や学習者の代表で構成させていただいている会議がございますけれども、そちらの方々にも御意見を伺いながら、講座の内容を決めさせていただいているところです。

宮本委員 生涯学習推進センターの事業ということで、おそらく割と年配の方、どんな年齢の人ということはあると思うんですけれども、あわせて69ページの山梨ことぶき勸学院業務受託事業って、こっちは割と高齢者の方というふうに定義をされているようでして、ここが何か事業がかぶるのかなということを私なりに疑問を感じたんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

井上生涯学習文化課長 山梨ことぶき勸学院の業務につきましては、生涯学習推進センターで実施している講座と別物であります。また、山梨ことぶき勸学院に参加されている受講者ですけれども、この方々が生涯学習推進センターで実施している講座を受けることが可能になっています。それも単位として認められますので、ことぶき勸学院でやっていない講座で聞きたい講座がありますと、生涯学習推進センターに来ていただいて講座を受講していただくような、双方で連携した取り組みを行っているところです。

宮本委員 何となく、単位が取れるということで、何らかの大学なのか、何らかの枠組みの中に資格のようなものになるのかという印象を受けたんですけれども、もし同じ方向性の部分があるんだとしたら、どちらかにしてもいいのかな、あるいはどちらかを強化したほうがいいのかということ素直に感じたものでお伺いしました。次にその生涯学習推進センターなんですけれども、以前はJA会館にあったんですね。それが今、防災新館ということなんですけど、移転したことで今どういう状況になっているのかお伺いしたいと思います。

井上生涯学習文化課長 まず利用者数でございますけれども、防災新館に移転しました平成25年度は約1万9,000人で、JA会館にありました、その前の年と比べ18%増加しております。その後も利用者につきましては増加しております、平成29年度は2万8,000人を超える方に御利用いただきました。また、移転後ですけれども、防災新館があいている時間が午後9時までということですので、開館時間を午後7時までとしておりましたが、それを2時間延長いたしまして午後9時までといたしました。そこで、仕事帰りの方や授業を終えられた学生の方、あるいは女性の方々を対象とした講座を開催させていただきました、いろいろな方々、幅広い方のニーズに応えられるような講座の充実を図っているところでございます。

宮本委員 わかりました。私も結構、防災新館の下の生涯学習推進センターの部屋を借りたりはしているので、結構使い勝手はいいなと感じております。この法人は、生涯学習推進センターのほかに、近代人物館業務と山梨ことぶき勸学院業務をされているということなんですけれども、これが同じ県庁敷地内にあるのと、高齢者の生涯学習を中心とした事業ということで、連携するとシナジー効果があるということだと思えるんですけれども、何かそういったシナジー効果を目指されているのかお伺いしたいと思います。

井上生涯学習文化課長 まず近代人物館との連携でございますが、近代人物館で実施しております人物学講座の講演会場としまして、生涯学習推進センターで実施させていただいております。また、近代人物館と生涯学習推進センターそれぞれ御利用されている方に、両方の施設につきまして展示や講座について広く御案内をさせていただきまして、双方の方々にいろいろな講座について周知をさせていただいているところです。また、先ほどもございましたが、ことぶき勸学院につきましては、キャンパスネットやまなしの連携機関になっておりますので、勸学院の生徒さんにもキャンパスネットやまなしの会員になっていただいて、キャンパスネットやまなしからもいろいろな講座の情報を提供させていただいているということと、ほかの機関の講座を自由に受けることができますので、生徒さん御自身の学習記録や受講されたときの感想などが記載できる学びの手帳を交付させていただくなど、皆さんの学習意欲を高めるような取り組みを実施させていただいているところです。

宮本委員 最初に質問した講座についてですが、何となく、もちろん人生100年時代という中でいろいろなことを一生学ぶというニーズは間違いなくあると思うんですけれども、ただ同時に、県内経済も低迷して、人口も減っていく中で、やはりより実需というか、その人たちが学んで、100年生きるからこそ60歳定年ではなくなくなっていくわけですし、70歳になって、山梨であり得るかどうかは別として、新しいビジネスを始めたりとか、そういったときに会計が必要だったら簿記とか、あるいは新規の起業とか、そういったものも講座に、もちろん、職業訓練ということも入ってはいるんですけれども、勉強するというニーズに対する供給としては非常におっしゃるとおりだと思うんですけれども、もっと講座の多様化というか、今まさに山梨が直面する課題に対して、教育とかこういった、せつかく県がこういう2つの視点の事業からやられているわけですから、そういった視点もあってもいいのかなんて思うんですけれども、それについていかがでしょうか。

井上生涯学習文化課長 委員の御指摘のとおりですが、健康寿命の延伸や働き方改革、そういったことなどによりまして、現在、生涯を通じまして社会で活躍して、また社会に出た後も、また退職された後も学び続けることができる環境づくりが求められているところだと思います。今後につきましても、県民の生涯学習を総合的に支援する生涯学習推進センターを中核施設といたしまして、県内の大学や教育機関あるいは図書館、そういった文化施設等とこれまで以上に連携をいたしまして、カリキュラムなどの充実を図っていきたいと考えております。また、甲府駅に近いという立地条件もありますので、そういったところを生かしまして、例えば仕事帰りの社会人の方や、あるいは学校が終わった学生さんなど気軽に立ち寄っていただけるように、そこでのサークル活動や、それ以外の、ほかの大学や教育機関で実施している講座など生涯学習に関係するさまざまな情報についても生涯学習推進センターで収集できるような、そういった情報拠点としましても今後充実を図ってまいりたいと考えているところです。

宮本委員 ぜひ時代の変化というか、そういったニーズをより一層先取りして、県内の、経済という視点がいいのかわかりませんが、そこにも、定年退職した後の方も含めて、あるいはそこで学んだことで新たな業を起こすような方々に対する訴求もしていただければなどということを思います。

76ページの正味財産増減計算書についてお伺いしたいと思います。(1)の経常収益ということで、前年度に比べて290万円事業収益がふえていますけれども、この理由は何でしょうか。

井上生涯学習文化課長 経常収益の主な増加要因につきましてはですが、こちらは、双葉ふれあい文化館の公演のチケットの売り上げ収入になります。入場料収益の増加ということですが、こちらは非常に有名なミュージシャンを招聘させていただきまして、その方のコンサートを開催して約250万円のチケットの売り上げを計上したところに加えまして、それ以外の公演の売り上げも好調であったということから、大幅な増収につながったものでございます。

宮本委員 今度、支出のほうで、経常費用も前年度に比べて340万円ふえているということなんですが、その理由は何ですか。

井上生涯学習文化課長 経常費用の増加要因でございますが、同じくやはり甲斐市双葉ふれあい文化館のホールの利用日数が前年度と比べまして10%ほどふえたことによりまして、空調の稼働日がふえ、電気料が増加いたしました。また、先ほども触れたところでございますが、このホールにおいて有名なミュージシャンのコンサートを開催しておりまして、その公演の委託料がふえたことなどが主な要因となっております。

宮本委員 そうすると、ビジネスモデルとしては、稼働率がふえればふえるほど、収益よりも支出がふえていくというビジネスモデルという認識でよろしいんですね。それも公益も兼ねているので、それがいいのか悪いのかというのはいろいろ議論があるとは思いますが、当然10%稼働率がふえれば、それに対する入りのほうが大きくあるべきであるのが普通のビジネスでありますので、これはビジネスではないんですけれども、そういった経費削減も当然いろいろな面で考えていかなければいけないと思うんですけれども、そういったことに対して、最後に具体的な取り組みについてお伺いして、質問を終わります。

井上生涯学習文化課長 経費削減につきましては、これまでも広報用のチラシなどを自前で印刷機で印刷したり、また郵送をまとめてそれぞれ発送するなどして、細かいところから、小さなところからではございますが、経費の削減に努めてまいったところでございます。

今後につきましても、引き続き事務費などの削減などに努めまして、また、舞台事業につきましては、積極的に芸術文化助成団体の助成金を活用するなどいたしまして、財源の確保についても検討して、さらなる効率化を図ってまいりたいと考えております。また、サービスの向上につきましても、市民の参加型や体験型のイベントなどを積極的に取り入れるなど、文化芸術の鑑賞や活動の推進についても取り組んでまいりたいと考えているところです。

(公財) 小佐野記念財団について

遠藤委員 まず313ページのほうで、メインの事業だと思うんですが、国際交流活動ということですけども、大村基金のほうでも国際交流をやっていたり、また市町村でもやっているところもありますし、また、教育委員会などもやっていると思うんですが、そういうすみ分けも含めて、この小佐野財団の国際交流活動の助成というのはどういう根本的な考え方があるのか、制度についてお伺いをいたします。

守屋国際観光交流課長 まず助成の対象となる事業につきましては、山梨県の国際化の進展に役立つ国際交流活動として、青少年の交流、文化交流、スポーツ交流などを対象事業としております。助成の対象者につきましては、山梨県内におきまして非営利の国際交流活動を行っている個人または団体としております。助成額につきましては、事業費の2分の1以内で、海外において実施する事業については30万円、国内で実施する事業については15万円を上限としております。

遠藤委員 今の説明で、非営利な団体に対してということ、件数で12件出ていて、そのうち国内の活動にも出しているということなんですが、国外と国内いろいろあると思いますが、主にどんなものかという、具体的なものがわかれば。

守屋国際観光交流課長 12件の内訳ですが、まず昨年度海外で実施した事業が5件、国内で実施した事業が7件あります。海外で実施した事業のうち主なものとしましては、富士河口湖町内の中学生の派遣に伴い、ホームステイや現地の青少年との交流を行った事業や、甲府市内にある国母野球スポーツ少年団が、台湾で開催された国際少年野球に出場し、野球を通じて海外の小学生たちと交流を行った事業などに助成をしました。また、国内で実施した事業のうち主なものとしましては、山梨県立大学の留学生が富士登山を行いまして、富士山の魅力に触れるとともに、山小屋で出会った登山者と交流を深め、その内容を英語や中国語などで情報発信を行った事業や、中国と日本の芸術家が作品の展示を通して交流を深めた日中交流美術展などに助成を行いました。

遠藤委員 その事業を行うに当たって、収益の部分なんですけれども、315ページにありますように、基本的財産の受取利息などが主な原資になっているかと思えます。さっきの乙黒委員のやまなみ文化基金と同じようなことで、この運用益でやっていると思いますが、この辺に関して確保はどういうふうにされているのかお伺いします。

守屋国際観光交流課長 運用益につきましては、まず経営状況説明書の318ページをお願いします。その中で、まず10年物の地方公共団体金融機構債の運営益として0.80%ありますので、それが80万1,000円になります。次に、30年物の利付国債の運用益は年1.37%の137万円と、あと、この利付国債を額面額より安く購入したことに伴う償還時までの毎年の利子17万6,210円を合わせた154万6,210円と、山梨県公募公債の運用益1.1%において110万円があります。これら3つの債券の運用益の合計が315ページの正味財産増減計算書に記載してある基本財産受取利子344万7,210円となります。

それで、これらを今後どうしていくかということにつきましては、今の状況でいきますと、今の事業規模でいきますと10年ほど事業ができるような形ではありますが、金利等の経済状況を見まして、今後もより効率のよい運用益が出るものと考えていながら事業を進めていきたいと思っております。

遠藤委員 今の金利が低いので大変だと思いますけれども、今のお答えですと、10年ぐらいまでは見通しができるんだけれども、そこからがどうだろうということなんです。現時点でそういう認識があるということなので、今、具体的にどんな行動をしているのか伺えますか。

守屋国際観光交流課長 銀行などにいろいろ情報をいただいて、今後どのような運用益がいいものがあるかということは、銀行等含めて情報をいただいているところであります。

遠藤委員 これはここの基金だけの問題ではないので、全庁的な観点でいろいろな情報を仕入れながら今後対応していただきたいと思っております。そんなことでお願いしたいと思います。

守屋国際観光交流課長 経済状況等含め、今後いろいろな分野のところの情報を集めて、財団の運営を考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

((公財)山梨県体育協会について)

望月委員 今、もろもろの体育協会の事業に対しての報告をいただいたわけでございますが、567ページから575ページにかけての事業内容において、まず体育協会の主な事業の1つに県内のスポーツ振興があるということでございますし、また、県民の健康、また体力の向上、そしてまた、スポーツの振興というものの大きな意味を持っていると思っております。この事業について、今後の体育協会の実施状況を聞いたわけですが、特に主に新規事業としてどのようなものに取り組んでおられるのか。この中に冬の今年の国体に対してのスケート選手を招聘しての、子供たちにスケート等指導を小瀬で行ったということもあるんですけども、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に対してもどんな事業を新しく取り入れていくのか伺います。

前島スポーツ健康課長 新規事業につきましてお答えをさせていただきます。平成29年度につきましては、現在の日本スポーツ協会、当時は日本体育協会と申しましたけれども、こちらのほうからジャパン・ライジング・スター・プロジェクトという事業を受託しております。このプロジェクトにつきましては、オリンピックでメダルの獲得が期待できます12歳から17歳までの人材を発掘するプログラムでありまして、山梨県ではウエイトリフティング競技の拠点県に選ばれたところでご

ざいます。実際の活動につきましては、12月と2月に日川高校で合宿を行ったところでございます。

望月委員 今、ライフステージに応じたスポーツ振興を取り入れながらということで、日川高校で研修をしたということでございますが、これは小中学生、高校生を対象にしたものか、その辺の学校等の状況も教えていただきたいと。

前島スポーツ健康課長 このプロジェクトにつきましては、全国の12歳から17歳までの人材でありましたら、誰でも応募できます。全国から優秀な選手を集めまして、ここには指導者としても素晴らしい方が来ておりますので、そういったところで競技力を向上して、東京オリンピックと先のオリンピックについてもメダルを獲得しようというプロジェクトで集まっているものでございます。

望月委員 2020年の東京オリンピックに対してメダルを獲得するための山梨県のそうした競技力の向上ということですが、以前にもレスリング、女性の方のいろいろ問題があったり、今、ボクシングや、日本大学の問題もありますけれども、こうした体験、また実習する中で、やはり指導者の教育的なもの、そしてまた、体験する子供たちへの教育指導、スポーツ指導、こうしたものの件にどのように取り組みをしているのかお伺いします。

前島スポーツ健康課長 競技団体の指導者につきましては、その競技によりまして多い少ないというものはございますけれども、日本スポーツ協会のほうに研修制度がありまして、指導者を養成する講座がございます。こちらのほうに派遣していただいて、効率的な競技力の向上とか、あとは、先ほどレスリングとかボクシング、ただいまいろいろ問題が出ておりますけれども、例えば過度な練習とか、パワハラとか、そういったことがないような研修を受けてきて、山梨県内の中学校、高校、そして、成人に教えるときにはそういったことに基づいてできるように今、体育協会のほうでは研修を行っているところでございます。

望月委員 今、答弁の中で非常に気を使っていたいて、そうした指導力、また監督さんとか、子供たちに教える指導者の、体罰がないような、そうした対応等ということでございますけれども、特に注意してまたそのような成果が上がるような、やはりこういう体験を、また研修をしていただければと思います。

そして、580ページになりますけれども、正味財産の中で見てもらえればわかるんですけれども、使用料収益が前年度比よりも1,530万4,383円の増ですか、こうした使用料が非常に増加しているんですけれども、これは緑ヶ丘のスポーツ施設を合わせた中だと思えるんですけれども、増加した理由とか、また何かイベント等をやってこういうものがふえたのか、そうした内容、状況を伺います。

前島スポーツ健康課長 体育協会につきましては、指定管理者施設として5つございます。小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、緑ヶ丘スポーツ公園、八ヶ岳スケートセンター、八代射撃場の5つでございます。これに加えまして、直営施設といたしまして、境川自転車競技場も管理運営を行っております。こうした6施設で利用料収入が計上されているわけでございますけれども、29年度は28年度に比べまして1,530万4,383円、約8%の収入増ということでございます。主な原因といたしましては、小瀬スポーツ公園の利用料収入の増加が大きいところでございます。具体的には、武道館のトレーニング室の利用者数が約2万人ふえておりま

す。これによって約600万円増となっております。それから、全国中学空手大会の開催、関東中学バスケットボール大会の大規模な開催の増加によりまして体育館の利用がふえまして、これで270万円ほど増加しております。こういったことを含めまして約8%の収入増ということでございます。

望月委員　　今の答弁で、小瀬の武道館の利用料が非常にふえた。子供たちの空手とか、また、今言ったようなところの説明の中で、800万円ぐらいはふえているんじゃないかということですが、今後、この見通しで、また東京オリンピック、2020年に向けてのこうした施設の、今言った6施設ですか、その利用料の増減がどのようになっていくのか、今の県としての取り組みを伺います。

前島スポーツ健康課長　　これまでも年中無休とか、あとは時間の延長、サービスの向上ということで利用者増を図ってまいりました。今後はこれまでの取り組みを続けてまいりたいということでございます。先ほど申しました武道館のトレーニング室の利用者増ということでございますけれども、やはりフィットネスが非常にブームになっておりまして、こういったことはかなり県民サービス、そして、県民が利用していただくという施設でございますので、そこには新しい施設を設ける、そして、来た方にフィットネスを丁寧に教えるといったことに重点を置きまして、それら等によりまして、これからも利用者増を図ってまいりたいと考えております。

望月委員　　小瀬の体育館の中の新しいフィットネスとか、そういうものに対しての指導者という立場から見て、県のほうでは十分な指導者がそこへ設置されているのかお伺いします。

前島スポーツ健康課長　　フィットネスの指導につきましては、体育協会のほうで研修制度を設けております。これによりまして、体育協会だけではなく、例えば東京に研修に行くというようなことで、かなりスキルアップをした形で県民に還元するということが今対応しております。

望月委員　　特に東京オリンピックは、山梨県が自転車ロードレース、そのコースとして選ばれているんですけれども、今、境川の自転車競技場の使用状況はどうなっていますか、お伺いします。

前島スポーツ健康課長　　境川の自転車競技場につきましては、平成28年が利用者数が8,314人に対して、平成29年度は10,653人とふえております。このふえた原因につきましては、高校生の部活、あとは、クラブチーム、そして、競輪選手、常に使っていただく方に、より多く使っていただくというサービスをいたしまして、これだけの増加が見られているということでございます。

望月委員　　5施設、県で今、指定管理者に出しているわけですが、この指定管理者の方が利用料等で運営が賄えているのかどうか、その辺の状況をお伺いして終わります。

前島スポーツ健康課長　　現在、指定管理施設の管理を5カ所やっております。現在5年間、26年から30年まで管理を行っておりますけれども、当初の指定管理委託料の中で十分やって、適正な管理をしている状況でございます。

小越委員　　まず580ページの受取県補助金ですが、前年度と比べて380万円ほ

ど減っているんですけども、これはなぜなのでしょう。

前島スポーツ健康課長 退職金の支給率が平成29年度は下がりましたので、その分が下がったということでございます。

小越委員 わかりました。すいません、ありがとうございます。

それから、571ページの練習場確保事業、県立射撃場の整備凍結に伴う競技団体の練習場確保事業に対し助成したとあるんですけども、具体的に幾らで、何人、どこに何日行ったか教えてください。

前島スポーツ健康課長 練習場確保事業のところでございますけれども、金額は244万1,000円でございます。主に国体を目指すクレーの選手ということで、おおむね13名ぐらいでございます。行った場所につきましては、県外のほうが多くて、関東近県の射撃場に練習に行っております。

小越委員 私がちょっと不勉強でわからないんですけども、568ページの山梨県体育祭りのクレー射撃競技を大月射撃場でやったというのは、これは大月射撃場というのはクレーしかできないんですか。

前島スポーツ健康課長 大月につきましては、クレー射撃場でございます。

小越委員 それから、参考資料の419ページのところの総合評価所見に対する対応ということで、総合的人材育成システムに基づき、職員の研修計画、民間企業で行う研修、コンプライアンスの徹底というのはどういうことなのか教えてください。

前島スポーツ健康課長 総合的人材育成システムにつきましては、体育協会が平成25年度に策定いたしました人材育成基本方針に基づきまして、人材育成に必要な研修などを構築するシステムということでございます。職場内外での研修の実施、職員倫理、サービスチェックの実施など、職員の育成及び資質向上に資するものということでございます。

小越委員 それは金額的に幾らで、対象が何人とか、どういう方が対象で何をしているのか。体育指導というよりも、サービス規程というか、お金の出入りとか、コンプライアンス、そういうことの人材育成ということですか。今の話ですと、スポーツ指導ということの人材育成ではないんですか。

前島スポーツ健康課長 すいません、説明が不足しておりました。研修には、例えばスポーツ教室でさまざまな競技を学んでいただきますけれども、そういったことをどのように教えたらいいかといった研修も含まれております。さらに、サービス、職員倫理、そういったことについても研修をするという、総合的な人材育成システムということでございます。

小越委員 それから、経営状況説明書のところで597ページ、備品等寄贈額とあるんですけども、県等に寄贈した備品って、これ、どうして県に備品を贈呈するのでしょうか。これに根拠があるのか、幾らなのか、何を寄贈したのでしょうか。

前島スポーツ健康課長 県等への備品でございますけれども、指定管理者制度上、基本協定書がございまして、指定管理委託料の中で指定管理者が買った備品につきましては

県に帰属するというものがございますので、指定管理運営上、体育協会が買った備品は県のほうに寄贈するというシステムになっております。

小越委員 それは協定書というのは、例えば何年だとか、幾らだとか、体協が買ったものを全部県に寄贈するというわけではなく、正味財産で減っているわけだから、全部が全部寄贈したわけではないと思います。何か根拠というか、こういうときに寄贈するとか、それはあるのではないですか。体協で買ったものを全部寄贈するというわけではないと思うんですけども、それはどこに書いてあって、幾らなのか。わからないですけども。

前島スポーツ健康課長 体育協会におきましてはさまざまな備品を購入しておりますけれども、寄贈するのは、指定管理委託料で買って、指定管理業務のために使う備品、こういったものを買うことがございますので、そういったものについては県に寄贈するというところでございます。

小越委員 幾らなんですか。

前島スポーツ健康課長 備品等寄贈額につきましては、1,373万6,920円でございます。

小越委員 それがこの説明書のどこかに書いてあるんですか、その1,300万円というのは。どの品目でどこに出しているのでしょうか。

前島スポーツ健康課長 正味財産増減計算書の582ページをごらんください。中段やや上のところに備品等寄贈額がございます。そこの額1,373万6,920円ということでございます。

小越委員 前年度も2,700万円ということは、この備品等寄贈額というのは、毎年やっているという意味ですか。それが毎年計上されて、指定管理業務に必要で買ったものは県に寄贈する。そうすると、正味財産が減ると。それは収支相償の考えじゃなくて、ただ協定書に基づいて、買ったものは寄贈するというか、県のものになるという意味ですか。

前島スポーツ健康課長 まず前年度が2,700万円と非常に高額でございますけれども、これにつきましては、小瀬スポーツ公園と、あとは富士北麓公園でございますけれども、こちらのほうの協定書のほうに、ただいま言った、平成26年度から指定管理用で買った備品につきましては県に寄贈するというようになっておりましたが、26年、27年は会計上これを計上していなかったということで、前年度は非常に高額になっております。したがって、前年度は3年分が計上されて、当該年度は1年分ということで、この差があるということでございます。指定管理委託料の中で買ったということで、それについては県に寄贈するという決まりというか、ルールということになっております。

小越委員 よくわからないけど、やっぱりまた次にいたします。

それから、ここでも平成30年4月26日に包括外部監査において、体育協会の補助金の中で、体育協会が事務局になっている山梨県スポーツレクリエーション祭実行委員会の監査のことについて指摘があります。実行委員会の監事が2人いるけれども、1人は県職員だと。もう一人の監事の人外部の人なんだけれども、この人は補助金をもらうスポーツ団体の役員だと。となると、自己監査をす

ることに該当してしまい、この監査のやり方を変えるべきだと包括外部監査で指摘されているんですけども、これはどうなっていますか。

前島スポーツ健康課長 ただいまの質問につきましては、少し調べて、後ほど回答させていただきます。

(8月20日の県内調査の開始前に、各委員に資料配布と委員長より内容について報告した。)

小越委員 わかりました。

最後に聞きたいんですけども、公益財団法人体育協会の組織についてお伺いします。576ページの理事会議決事項で、第2回の理事会において、山梨県知事等に対する要望についてとあります。右側の役員のところ、会長は後藤齋、知事ですよ。知事から知事へ要望するというのは、公益財団の指導を受ける者と指導される者が同じ人ですよ。それはちょっとおかしくありませんか。

前島スポーツ健康課長 今、委員の質問にありましたとおり、体育協会の会長は知事でございますけれども、実際、体育協会を運営しているということになりますと、常任の専務理事ということになります。あとは、知事が会長をしているということは、体育協会に関しましては、市町村の体育協会の協力を得なければならない、競技団体の協力も得なければならないということで、やはりまとめるのは知事だということで、現在も知事が会長をしているということでございます。

小越委員 参考資料407ページのところの役員等のところ、理事のうち1名会長とすると。また、会長除き6名以内を副会長、その次に、前項の会長及び専務理事をもって、一般社団法人及び一般財団に関する法律に規定する代表理事とすると。すなわち、代表権限は、会長並びに専務理事ですよ。会長は、すなわち、後藤齋知事。そうなりますと、知事が代表理事を務めるものが、補助金を出す出資法人、またいろいろな指導をする知事に対して要望書を出すというのは、それは公益財団的にも、法律的にもいかがなものかと思うんです。それで、別にこの中には、知事が会長になるというふうには書いてありませんよね。なぜ会長が知事になっているんですか。

前島スポーツ健康課長 再度の説明になってしまうかもしれませんが、体育協会は、国体への派遣、その他、市町村体育協会をまとめる役、そういった全県的な役割が非常に多い団体でございます。そうしたことから、知事が会長になっているということでございます。

小越委員 これ、総括審査でやりますけれども、ほかの県では、会長が知事になっている場合もあります。だけど、理事長は別です。お金を執行する代表理事は、理事長というものがあります。会長は別にありまして、会長は理事とは別で、ただ形式上、儀礼的なものであると書いてあるところはたくさんあります。山梨県のこの規程からいっても、別に知事が会長になるということは書いてないわけですから、理事会において理事を選出しているわけですから、この中から誰か選ばなければいけなくて、知事を充て職としてやるということ自体、この理事の議決のやり方が私はおかしいと思いますので、今回はそこまでにしておきます。

山田委員長 それでは、私の、質問ではないんですが、ちょっと教えていただきたいのは、先ほど小越委員が、備品等寄附額の協定書に基づいて入れたということになると、

例えば５８２ページの減価償却費がここで上がっているんだけど、この減価償却費との整合性というか、取り合いという点については実際どうなっているんでしょうか。

前島スポーツ健康課長　　すいません、ちょっと調べさせていただきまして、後ほど資料を提出させていただきますと思っています。

（８月２０日の県内調査の開始前に、各委員に資料配布と委員長より内容について報告した。）

その他　　・　　８月２０日に現地調査を行うこととされた。

以　上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長　　山田　一功